豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、豊浜こども園における給食調理等業務を業務委託するに当たり、委託業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的に、必要な事項を定めるものである。なお、次の資料についても、本実施要領と一体のものとして取り扱うこととし、これら全てを含めて、以下「実施要領等」とする。

○　本実施要領と一体のものとする資料【仕様書、添付資料、質疑回答書、施設図面等】

2　業務の概要

（1）　業務の名称

豊浜こども園給食調理業務委託

（2）　履行場所

観音寺市豊浜町和田浜1000番地　豊浜こども園給食室

（3）　委託期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日までの３年間

（4）　予定価格（委託期間３年間の総額）

108,240,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（5）　提案限度額

年度ごとの提案限度額は下表のとおりとする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

年度区分		提案限度額
令和９年度	令和９年４月１日～令和10年３月31日	34,188,000円
令和10年度	令和10年４月１日～令和11年３月31日	36,036,000円
令和11年度	令和11年４月１日～令和12年３月31日	38,016,000円

（6）　業務の内容

別紙「豊浜こども園給食調理業務委託仕様書」のとおり

（7）　契約方法

公募型プロポーザル方式

3　プロポーザル実施スケジュール（予定）

（1）　手続開始の公告	令和８年８月28日（金）
（2）　実施要領等に関する質問の受付期間	令和８年８月28日（金）から ９月８日（火）まで
（3）　実施要領等に関する質問に対する回答期限	令和８年９月14日（月）
（4）　参加表明書及び提案書の提出期間	令和８年９月15日（火）から 10月１日（木）まで
（5）　第１次審査（書類審査）結果通知	令和８年10月15日（木）

（６）	第２次審査（プレゼンテーション）	令和８年10月29日（木） 午前10時開始（予定）
（７）	受託事業者の決定	令和８年11月初旬（予定）
（８）	業務開始準備(打合せ及び習熟訓練)	受託事業者決定通知日から 令和９年３月31日（水）まで
（９）	業務開始	令和９年４月１日（木）

４　参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする事業者(以下「参加事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。参加事業者が参加資格要件を満たしていない場合は参加することができない。

（１）　観音寺市の入札参加資格者名簿（観音寺市物品の買入れ及び物品製造の請負に係る競争入札参加資格審査申請書において、主営業種目が業種番号H-13）に登載されていること。未登載事業者においては、令和８年10月１日（木）までに申請手続を完了することとし、第２次審査実施日前日までに当該名簿に登載されない者については失格とする。

（２）　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項の規定に該当しないこと及び同条第２項の規定に基づく観音寺市の入札制限を受けていないこと。

（３）　参加表明書(兼参加資格審査申請書)（様式第２号）の提出日において、観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年観音寺市告示第25号）に基づく指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。

（４）　法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できる健全な経営状況であること。

（５）　保育所、認定こども園、幼稚園その他就学前教育保育施設又は小学校若しくは中学校を対象とした、１回200食以上の給食調理業務の受託実績を継続して３年以上有すること（公立・民間問わない。）。

（６）　生産物賠償責任保険に加入していること。

（７）　会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法(平成16年法律第75号)第18条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（８）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条に規定する暴力団及びその構成員若しくはその利益となる活動を行う者又は観音寺市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱(平成23年観音寺市告示第23号)別表に規定する者でないこと。

（９）　食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有すること。

(10)　公告日より過去３年以内に、保育所・認定こども園・幼稚園・学校給食センターの給食調理業務において食中毒を原因とする食品衛生法に基づく処分を受けていないこと。

(11)　契約時において、（２）～（10）の要件を満たす履行保証人を確保することができること。代表者が異なる別企業であればグループ会社も可とする。

5　実施に関する留意事項

（1）　費用負担及び報酬について

プロポーザル参加に関する費用は参加事業者の負担とする。また、提案書の提出に関して、報酬は支払わないものとする。

（2）　提出書類の取り扱いについて

①　提出された書類は、返却しない。

②　提出期限後における、参加表明書(兼参加資格審査申請書)、提案書等の追加・修正・差替え・再提出は認めない。ただし、市から追加資料提出の要請等があった場合は速やかに応じること。

③　市は、参加事業者より提出された参加表明書(兼参加資格審査申請書)、提案書等は、事業者の選定以外に提出のあった事業者に無断で使用しない。

④　提出書類作成のために市より受領した資料は、市の許可なく公表及び使用してはならない。

⑤　応募事業者から、実施要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、観音寺市は無条件でその使用権を持つものとする。

⑥　参加事業者名、提案書類等については、受託者に限らず情報公開の対象となる。ただし、参加事業者の正当な利益が害されるおそれがあると市が認めた情報については非公開とする。

（3）　失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①　観音寺市立保育施設給食調理業務委託業者選定委員（以下「委員」という。）に、直接間接を問わず接触を求めた場合

②　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

③　参加表明書(兼参加資格審査申請書)を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合

④　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤　第２次審査において、指定された時刻までに出席しなかった場合

⑥　見積書に記載された金額に、100分の110を乗じて得た額が、予定価格又は提案限度額を超えた場合

⑦　第２次審査実施日前日までに、観音寺市物品の買入れ及び物品製造の請負に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合

（4）　応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

①　指定された提出方法、提出場所等が合致しない場合

②　実施要領等により指定された様式及び記載上の留意事項に示された条件等に合致しない場合

③　提出書類の、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④　提案書に、履行不可能な内容が記載されている場合

⑤　複数の事業者の連合体による応募

（５）　その他

①　市が提示する資料及び質問に対する回答書(質疑回答書)は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

②　質問書(様式第１号)が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めたときは、質問に回答しないことがある。

③　参加事業者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出をもって、実施要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。

④　参加表明書(兼参加資格審査申請書)提出後に、参加を辞退することとしたときは、速やかに辞退届(様式第６号)を提出すること。なお、辞退した者に対し、今後において、それを理由に不利益な取扱いをしない。

⑤　契約締結後に天災事変その他不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変等があった場合は、双方協議の上業務委託料その他契約内容を変更することができる。

６　実施要領等に関する質問の受付及び回答

（１）　質問の提出方法

質問書(様式第１号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

（２）　受付期間

令和８年８月28日（金）から９月８日（火）午後５時までとする。

（３）　回答期日及び方法

令和８年９月14日（月）までに質問内容及び回答を市ホームページにて掲載する。

（４）　送信先アドレス及び確認先電話番号

観音寺市健康福祉部子育て支援課

電子メールアドレス　　k_shisetsu@city.kanonji.lg.jp

電話番号　　0875－23－3903

７　参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第２号)及び提案書等の提出要領

（１）　受付期間

令和８年９月15日（火）から10月１日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日は受付しない。）

受付時間は午前９時から午後５時までとする。

（２）　提出先

〒768-8601　香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号

観音寺市健康福祉部子育て支援課（観音寺市役所本庁舎１階５番窓口）

（３）　提出方法

①　提出先への持参または郵送とする（郵送等の場合は、10月１日（木）午後５時必着とし、事前に子育て支援課に電話連絡をすること。）。

② 提出部数　１式

ただし、提案書については、プリント(カラー可)によるもの15部、電子媒体（CD-R等）１部とする。

③ Ａ４判用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、Ａ４判フラットファイルに綴じること。ただし、残りの提案書（14部）についてはフラットファイルに綴じなくてよい。

④ フラットファイルの表紙及び背表紙に「豊浜こども園給食調理業務委託に係る提出書類」と「事業者名」を記載すること。

（４） 提案書等(提出書類)の作成

① 提出書類に使用する印鑑は全て、観音寺市物品の買入れ及び物品製造の請負に係る競争入札参加資格審査申請において、「入札に使用する印鑑の届出書」により届け出た印鑑を使用すること。

② 提案書は、計50頁以内（片面換算）とし、フォントサイズは11ポイント以上とする。（フロー図及びイメージ図といった図面系資料については、Ａ３判、片面換算３枚までとする。）

③ 参加表明書（兼参加資格審査申請書)、経営状況調査票（様式第３号)、業務実績書（様式第４号)、誓約書（様式第５号)、見積書（様式第７号)、経費内訳書（様式第８号）及び人件費内訳書（様式第９号）を添付書類も含め、順に綴じること。

④ 経費内訳書及び人件費内訳書については、年度ごとに作成すること。

（５） 提案書に記述する項目

以下に示す①から⑥までの項目について、項目順に作成すること。

① 就学前児童を対象とした給食業務・食育に関する考え方

ア 就学前児童を対象とした給食業務に対する考え方

イ 食育に関して、参加事業者が関与することが可能な提案

② 業務運営に関する考え方

ア 当該業務における業務運営体制(人員配置、資格、経験年数等)

イ 業務運営の効率化及び経費節減に対する考え方

ウ 市内からの調理従事者採用計画について

③ 危機管理に関する考え方

ア 食中毒や異物混入等の事故に対する危機管理体制及び具体的防止対策

イ 緊急時や突発的な事故発生時の対応方法及び危機管理マニュアルの整備状況

ウ 業務の履行が困難になった場合の対応策等

エ 大規模災害発生時において、関与することが可能な対応等

④ 衛生管理に関する考え方

ア 衛生管理に対する考え方及び衛生管理体制

イ 衛生検査体制

⑤ 調理従事者への研修等、人材育成に関する考え方

ア 安全衛生、危機管理及び調理技術に関する教育・研修の実施体制(実施計画)

⑥　アレルギー対応に関する考え方

ア　アレルギー対応食に関する基本方針及びノウハウ

イ　当該業務におけるアレルギー対応の実施体制

（6）　添付書類

①　会社概要については、定款等会社の沿革、組織概要がわかる資料とする(企業PR用パンフレット等添付可)。

②　商業登記等事項証明書（履歴事項全部証明書）については、公告日より３か月以内の日付のものに限る（写し可)。

③　経営状況調査票の次に、直近２期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写しを添付すること。

④　生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類の写し

（7）　見積書の作成

①　見積金額は、委託期間３年間の委託料総額とする。

②　見積金額には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

③　見積金額と、内訳に記載された金額の合計が一致すること。

④　内訳に記載された金額は、いずれも12で除したときに千円未満の端数が生じない金額とすること。

8　資格審査及び提案書の審査方法

（1）　最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、以下の項目に基づいて選定し、これを受託候補者とする。

（2）　審査機関

観音寺市立保育施設給食調理業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、資格審査、提案書等の評価を実施する。

（3）　審査基準

委託業者選定審査基準に基づき、第１次審査実施要領及び第２次審査実施要領に沿って審査を行う。

（4）　選定方法

委員会は、審査に係る提案書類に記載された内容等を審査評価し、出席した委員の、評価点の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とする。最優秀提案者のうち、評価点の合計が最も高い提案が２以上あるときは、見積金額の最も低い提案者を上位とする。ただし、見積金額が同価である場合はくじ引きとする。

（5）　受託候補者の変更

市は、委員会の審査評価結果に基づき選定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、最初の受託候補者が契約を締結しない場合は、次に評価点の合計が高い事業者から順に契約交渉を行う。

（６） 参加資格審査

参加資格審査申請書類により、本プロポーザルに参加するために必要な資格の審査を行う。

（７） 第１次審査

提出された提案書等が、豊浜こども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領に定められた内容と合致しているかを審査したのち、事業実績等による評価審査を行い、提案書を提出した事業者のうち３事業者を選定する。ただし、提案書を提出した事業者が３事業者に満たない場合、評価得点が同点となる事業者が３事業者を超えている場合及び観音寺市内に本社、支社、支店又は営業所を有する事業者から応募があった場合はこの限りではない。

（８） 第２次審査

第１次審査で選定された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委託業者選定審査基準に基づき審査を行う。

① 実施日時(予定)　令和８年10月29日（木）　午前10時開始

② 実施場所　観音寺市役所４階　防災対策室（控え室は４階　401相談室）

③ 実施時間　各事業者30分程度（プレゼンテーション：20分以内、ヒアリング及び質疑応答：10分程度）

④ 出席者　各事業者４名以内とし、業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。ただし、業務責任者の出席が困難な場合は市と協議すること。

⑤ 準備物　パソコン等を使用する場合は各自で準備すること。なお、プレゼンテーションに使用するスクリーン・プロジェクターは市が準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番　参加表明書等の受付順とする。

（９） 受託者の決定

第２次審査の審査結果に基づき、市長がこれを決定する。

(10) その他

① 第２次審査の対象となる事業者が１事業者になった場合でも、プレゼンテーション及び審査を実施する。

② 第２次審査で使用する資料については、事前に提出したものを使用することとし、当日の追加資料は認めない。

③ 事業者のうち１者も得点の合計点が６割に達しない場合は、本プロポーザルを中止とし、その旨を全提案者へ通知する。

(11) 参加事業者の再募集

審査の結果、適切な受託候補者がいないときは、再募集する場合がある。

９　審査結果の通知及び公表

（１） 資格審査及び第１次審査の結果については文書により通知する。なお、第１次審査で

選定された事業者については、第２次審査の案内と合わせて通知する。

（２） 第２次審査の結果については、文書により、本プロポーザルに参加した全ての事業者（第１次審査落選者を含む）に通知する。

（３） いずれの審査においても、その審査結果に対する不服及び異議申立てを認めない。

（４） 審査結果については、観音寺市のホームページにおいて公表する。

10　委託料の支払い等に関する条件

（１） 協　定

観音寺市と受託事業者は、年度区分ごとの支払限度額及び消費税率に変動があった場合の取扱いについて協定を締結する。

（２） 履行の確認

受託事業者は、令和９年４月分から毎翌月５日（その日が閉所日のときは翌開所日）までに、前月分の業務完了報告書を市に提出すること。

（３） 委託料の支払い

１か月を１期とし翌月払いとする。

受託事業者は、市から委託事業の完了を確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料の支払いを請求することができる。

11　事務局

〒768-8601　香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号
観音寺市健康福祉部子育て支援課
Tel　0875－23－3903
電子メールアドレス　k_shisetsu@city.kanonji.lg.jp